平成２２年（フ）第３７３２号
愛知県東海市名和町一番畑62番地　マキノハイツ205号
債務者　江田　賢一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２号
名古屋市中区栄３丁目21番22号　パルナス本町通401号
債務者　下山　直美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３号
北海道小樽市奥沢３丁目７番１号
債務者　佐藤　久子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９６７号
宮城県多賀城市新田字初向86番地の１　初向サンコーポＡ－２号
債務者　佐々木安男
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
宮城県大崎市古川米倉字中田268番地１　塚目ホームタウン３号
債務者　佐々木啓一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地106
債務者　佐藤志津子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第１０号
秋田市広面字家ノ下22番地１　セジュール北斗Ｂ―105
債務者　加藤　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４号
秋田市飯島緑丘町23番36号
債務者　鎌田いづみ（旧姓御所野）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９５号
福島市飯坂町平野字檀ノ腰26番地の１　サンハウスＡ201
債務者　山田真紀子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
福島県南相馬市原町区西町３丁目55番地
債務者　大西　泰紀
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２５８号
茨城県つくばみらい市小張3676番地３
債務者　高橋いくみ
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野１丁目10番地12　グランディールよしはら103
債務者　柄本　純子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２号
茨城県土浦市荒川沖東１丁目５番26号
債務者　望月　正和
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２号
茨城県稲敷郡阿見町南平台１丁目12番地１
債務者　笠原　正一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３号
茨城県土浦市下高津２丁目１番３―402号
債務者　笠原　久子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７号
茨城県土浦市神立中央２丁目12番６号
債務者　平塚　　勇
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４７号
茨城県古河市小堤705番地１
債務者　諏訪　美香
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第７号
石川県小松市白江町ワ122番地１
債務者　斉藤　文雄
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部